

議案第 4 号

桐生市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例案

桐生市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

桐生市小口資金融資促進条例(昭和 30 年桐生市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 4 号 桐生市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例案

県市協調制度である小口資金の借換制度を平成 31 年度も継続実施するため、
所要の改正を行おうとするものです。